

平成31年度 住宅関連の施策

□住宅耐震化促進事業

住宅の居住環境の質の向上と、経済の活性化を図ることを目的とした次の事業を実施します。

①住宅リフォーム総合支援事業

三世帯世帯、新婚、多子世帯、県外からの移住世帯、近居世帯など、「人口減少対策」に該当する世帯や、県産木材の利用・空き家の活用など、一定の要件を満たした世帯については一般分と比べ、補助率・補助限度額が引き上げとなります。

また、今年度から、移住者に対する支援を強化するため「移住+多子または新婚」世帯については、支援を拡充します。

●三世帯世帯

3以上の世代が同居している世帯で、平成13年4月2日以降に出生した方と同居する世帯

●新婚世帯

婚姻した日から1年以内の世帯

●多子世帯

平成13年4月2日以降に出生した方が3人以上同居し、当該同居者とその父母または祖父母で構成される世帯

●県外からの移住世帯

平成30年4月1日以降に県外から町内に転入した世帯員を含む世帯

●近居世帯

平成30年4月1日以降に親世帯と子世帯の居所の直線距離が2km以下、または親世帯と子世帯の居所が同一小学校の通学区内に住み替えた世帯。

※詳しくは下表参照。

②木造住宅耐震診断士派遣事業

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅の耐震診断を実施します。

▷ 募集件数 先着3件

▷ 診断料 9,000円

《補強計画まで実施する場合》

▷ 作成料 13,000円

③木造住宅耐震改修事業

②で耐震診断を受けた住宅の所有者が耐震改修工事を行う場合、工事費の2分の1の金額（上限80万円）を補助します。

▷ 募集件数 先着2件

住宅リフォーム総合支援事業			
区分	一般型		移住型 (県外からの移住世帯)
	一般分	人口減少対策分 (三世帯、新婚、多子、近居世帯)	
対象工事	5要件(減災・部分補強、寒さ対策・断熱化、バリアフリー化、県産木材使用、克雪化)のいずれかを含む工事	5要件(一般分と同じ) ※なお、三世帯世帯による割増を受ける場合は居室の床面積の合計が10㎡以上増加する工事などの三世帯同居リフォーム工事を施工する必要があります。	5要件(一般分と同じ)
工事請負金額の下限	工事請負金額が50万円以上(税込)		
施工業者	県内業者(県内に本店・本社がある法人または事業者)であること		
申請者(施主)の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・白鷹町内に住所を有する者(補助金交付申請時には本町に住所を有しないが、平成31年度末までに本町に転入し、居住する者を含む) ・町税等の滞納がないこと ほか 		
制度との併用	白鷹町商工会「町産材等木造建築推進事業」と併用ができます(※介護保険制度等との併用は不可)		
支援内容 (補助額)	現に居住する住宅		
	工事費の10%分(上限20万円)	工事費の20%分(上限30万円)	
	県産木材を3㎡以上使用する工事の場合は上限額が10万円引き上げとなります。		
	空き家		
	工事費の20%分(上限50万円)	工事費の30%分(上限60万円)	
	※売買で取得した空き家については、中古住宅診断が必要となります。 (中古住宅診断を受けていない場合、上限額が10万円引き下げとなります)		

※移住+多子・新婚世帯は、補助率・補助限度額ともに引き上げとなります。詳しくはお問い合わせください。

申請前に着工（事前着工）した場合は補助金の交付を受けられなくなりますので、事前にご相談ください。

【問い合わせ】建設水道課管理係 ☎85-6140



□ すまいる住まい！ 若者定住サポート事業

人口の減少が進行する中、定住の意思を持つ若者世代の経済的な負担を軽減し、住宅の取得を促進することで定住人口の拡大を図ることを目的とした「すまいる住まい！若者定住サポート事業」を実施します。

※申請手続き等、詳細はお問い合わせください。

□ 「すまいる！四季の郷」 定住促進プロジェクト事業

鮎貝四季の郷地内への定住を図り、地域の活性化を促進するため「すまいる！四季の郷定住促進プロジェクト事業」を昨年度に引き続き実施します。

自らの住宅建築のため、町が一般に販売する土地（四季の郷住宅用地）を購入した方に、補助金を交付します。

	すまいる住まい！若者定住サポート事業	「すまいる！四季の郷」定住促進プロジェクト
対 象	住宅（新築）	土地（四季の郷住宅用地）
事業内容	定住の意思を持ち、住宅の新築や新築建売住宅の購入を行う若者世帯、他市町村からの移住世帯に対する補助	町が一般に販売する土地（四季の郷住宅用地）を購入する方への補助
補助金額	◇若者世帯…60万円 （世帯員全員50歳未満の夫婦及び親と子の世帯） ◇他市町村からの移住世帯…100万円 （世帯主が50歳未満で世帯員全員が町内に転入する世帯） ・町内業者の場合30万円を加算します ※町税等の滞納がないことが要件となります ※中古住宅の場合は対象外となります	◇県外に住所を有する方…100万円 ◇白鷹町以外の県内の市町村に住所を有する方…70万円 ◇町内に住所を有する方…50万円
併用の可否	 併用可能 県外からの移住世帯で町内業者施工により家を新築した場合…土地・建物で最大230万円	

町産材等 木造建築推進事業

町内の森林資源の循環を促すため、新たに町産材等木造建築推進事業に取り組みます。

この事業は白鷹町商工会が事業主体となって行うもので、町内における木工事の受注促進と町産材利用拡大を図るとともに、地元関連業界の振興と経営基盤の強化、消費需要の拡大を目的として実施するものです。

【問い合わせ】

白鷹町商工会 ☎85-0055

区分	新築	増・改築、修繕等
対象物件	付属建物（車庫、作業所及び物置） ただし、町産材を利用する場合は住宅・店舗も可とする。	住宅、店舗、付属建物（車庫、作業所及び物置）
対象工事	全体工事費のうち、木工事が25%以上または100万円以上のこと	
対象工事金額の下限	30万円以上の対象工事	
施工業者	町内業者（白鷹町商工会員かつ町内に事業所があり、対象工事を施工できる法人または個人）であること	
申請者（施主）の要件	■白鷹町内に住所を有する者 ■町税等の滞納がないこと	
支援内容（補助額）	工事費	工事費の10%以内（上限10万円） ※白鷹町商工会が発行する商品券により給付
	町産材購入費	上限30万円
その他制度との併用	介護保険制度との併用は不可	